

# マイナンバー提出書（兼）同意書

秋田県知事 宛

年 月 日

同意者のマイナンバー等について次のとおり提出するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づき児童相談所が里親の認定事務を行うため、同意者の地方税関係情報について、都道県知事の求めに応じ市町村長が提供することに同意します。

同意者	ふりがな 氏 名	自署		性 別	
	生年月日			申請者との続柄	
	住 所				
	マイナンバー				
同意者	ふりがな 氏 名	自署		性 別	
	生年月日			申請者との続柄	
	住 所				
	マイナンバー				
同意者	ふりがな 氏 名	自署		性 別	
	生年月日			申請者との続柄	
	住 所				
	マイナンバー				
同意者	ふりがな 氏 名	自署		性 別	
	生年月日			申請者との続柄	
	住 所				
	マイナンバー				

※住所が同じであれば「同上」の記入で結構です。

※同意者が5名以上の場合はこの用紙をコピーするなどして複数枚使用してください。

※裏面もご確認ください。

※マイナンバーを確認できる書類と本人確認書類の写しを添付してください。

## 《注意事項》

- 1 里親認定の事務において、経済的に困窮していないことを確認する必要があります。このため、県がお住まいの市町村に対し、マイナンバーを利用して申請者等の市町村民税情報を照会し、取得することへの同意をいただくものです。
  - 2 里親認定申請者と、その同居者の同意が必要です。
  - 3 マイナンバーが誤って記入されていないかを確認するため、マイナンバーが書かれている書類と本人確認ができる書類の両方を使ってチェックすることとなっているため、両方の写しを添付してください。(※)
  - 4 次の書類のうち、いずれか1点を提出することで、本提出書（兼）同意書に代えることができます（申請者と同居者すべての方につき1点ずつ）。
    - (1) 直近の源泉徴収票の写し
    - (2) 直近の確定申告書の写し
    - (3) 市町村が交付する直近の所得証明書の原本
- なお、この場合、マイナンバーを確認できる書類と本人確認書類の添付は不要です。

### (※) 確認書類について

#### ア マイナンバーが書かれている書類（次のいずれか1つ）

- ①マイナンバーカード
- ②通知カード（令和2年5月25日時点で交付されていて、氏名・住所等の記載に変更がないもの、または正しく変更手続きがとられているものに限ります）
- ③個人番号が記載された住民票または住民票記載事項証明書

#### イ 本人確認書類

- ①マイナンバーカードであれば本人確認書類を兼ねるのでそれのみで結構です
- ②次のいずれか1つで結構です

運転免許証・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・官公署から発行発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもので、氏名、生年月日または住所が記載されているもの（写真付き住民基本台帳カード、税理士証票、写真付き学生証、写真付き本人確認書類、写真付き社員証、写真付き資格証明書、戦傷病者手帳等）

- ③次のいずれか2つが必要です

公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・官公署などから発行発給された書類その他これに類する書類であって氏名、生年月日または住所が記載されているもの（住民基本台帳カード（写真なし）、学生証（写真なし）、本人確認書類（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（生活保護受給者証、恩給等の証書等）、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の付票、住民票、住民記録事項証明書、母子健康手帳、源泉徴収票等）

いずれも、氏名・生年月日・住所が書かれている部分の写しをとってください  
(写真つきの場合は写真の部分の写しもとってください)